

パブリックコメントを募集します

皆様のご意見をお寄せください

■募集内容 城里町立地適正化計画(素案)

■募集期間 1月6日(月)～30日(木) ※郵送の場合、1月30日必着

■資料の閲覧場所

都市建設課(役場本庁舎2階)、桂支所、七会町民センター、各公民館(常北・桂)、桂図書館、町ホームページ(<http://www.town.shirosato.lg.jp/>)

■応募できる方(応募資格)

- ①町内に住所を有する方 ②町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
③町内に所在する事務所または事業所に勤務する方 ④町内に所在する学校に在学する方
⑤町税の納付者 ⑥本計画に利害関係を有する方

■応募方法 次のいずれかの方法でご提出ください。

・郵便 ・FAX ・電子メール ・持参

※電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

■記載事項(応募様式は任意)

<個人の場合>

ア. ご意見 イ. 氏名 ウ. 住所 エ. 連絡先 オ. 応募資格

<法人・団体の場合>

ア. ご意見 イ. 事務所等の名称及び代表者の氏名 ウ. 所在地 エ. 連絡先 オ. 応募資格

応募先・問合せ 都市建設課(〒311-4391 城里町石塚1428-25)

☎029-288-3111(内線278) ☎029-288-2113

✉toshiken@town.shirosato.lg.jp

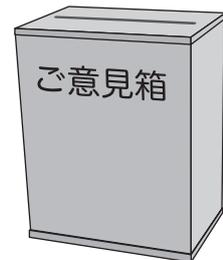
《住民説明会を開催します》

町では、「城里町立地適正化計画(素案)」について、町民の皆さまから、直接ご意見を伺うための住民説明会を次のとおり開催します。

日時 1月28日(火) 午後7時から

場所 コミュニティセンター城里 サークル室A・B・C

問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111(内線278)



❖ 水戸税務署から❖ 確定申告のお知らせ

期間 2月17日(月)～3月16日(月) 土曜・日曜日(※)を除く、午前9時～午後4時

※2月24日(月・祝)、3月1日(日)は受け付けます。

会場 中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)

※会場施設には、無料の駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※上記の期間中は、水戸税務署の庁舎では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

備考 ・会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。
・国税庁ホームページ(☎<https://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容について確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできますが、令和2年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

【消費税の確定申告をされる方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引きについて、売上げや仕入れ等を税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに記帳する「区分経理」を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

問合せ 水戸税務署(水戸市北見町1-17) ☎029-231-4211(自動音声案内)